

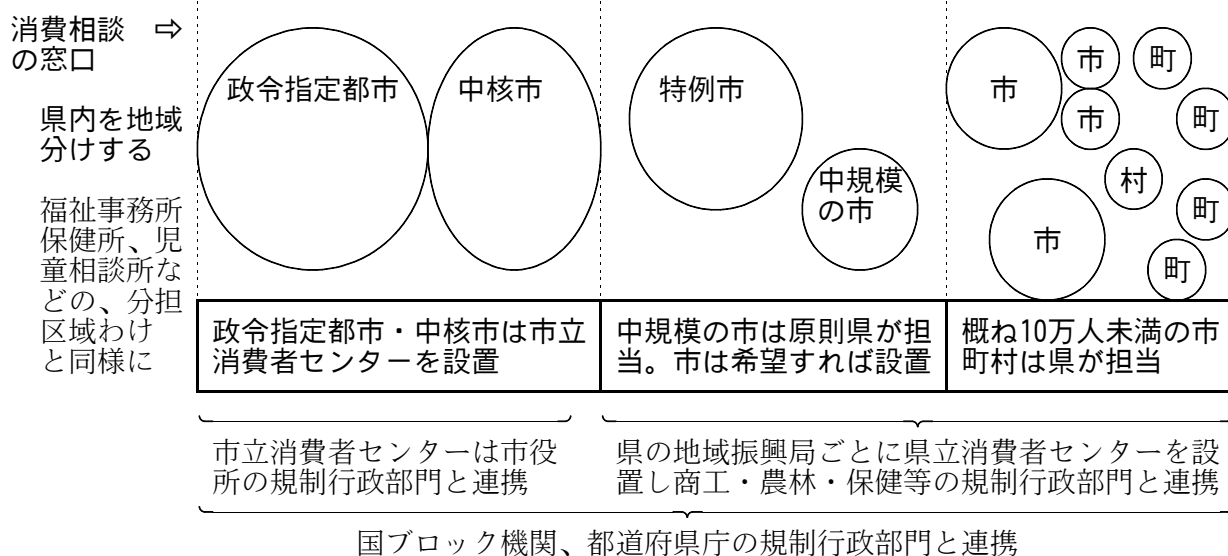
1. 消費生活相談の性質ごとに、場合を分けて、適切な窓口体制を考えるべきである  
十把ひとからげに捉えると「すべての相談業務を市町村へ丸投げ」の単純思考に陥る

消費生活相談	⇒	<b>生活相談</b> 例・多重債務者を法律専門家につなぐとともに、役所の各課と連携して生活再建の支援をする 例・生活困窮の相談を受けて、福祉部門・保健部門・労働部門（職業訓練・紹介等）などをコーディネートしつつ、個人を支援する 例・契約前の簡易な問い合わせ相談	⇒市町村が対応するのが適当（生活支援関係各課の庁内連携を重視）
様々な性質	⇒	<b>消費相談</b> ①取引被害・欠陥商品など被害救済が必要な相談 ②事業者の営業活動に法律違反がある相談 ③商品・役務の品質や表示の改善が必要な相談 ④県外・海外の遠隔事業者に対する苦情相談（これらは「消費者の権利の実現」を助ける相談）	⇒専門的知見とマンパワーを持つセンターが深く濃く対応

2. 上記の事務ごとに、適切な自治体が担当できるように考え方を整理する（第3回6/15資料⑤）

- (1) 生活相談は、すべての市町村が担当し、市町村に「生活相談窓口」を設置する  
※政令指定都市は、福祉・保健機能が集まる区役所内に「生活相談窓口」を設置する
- (2) 消費相談の窓口は県内を、県担当区域と市担当区域に分けて「消費者センター」を設置  
※地域分けにより県と市の二重行政を廃止し、県と市町村の行政責任を明確化する  
※小規模な市の一人体制の窓口は、生活相談を主とし、消費相談は県が引受ける

生活相談の窓口 ⇒ **市町村が担当**（政令市は、福祉・保健機能が集まる区役所ごとに窓口を設置）



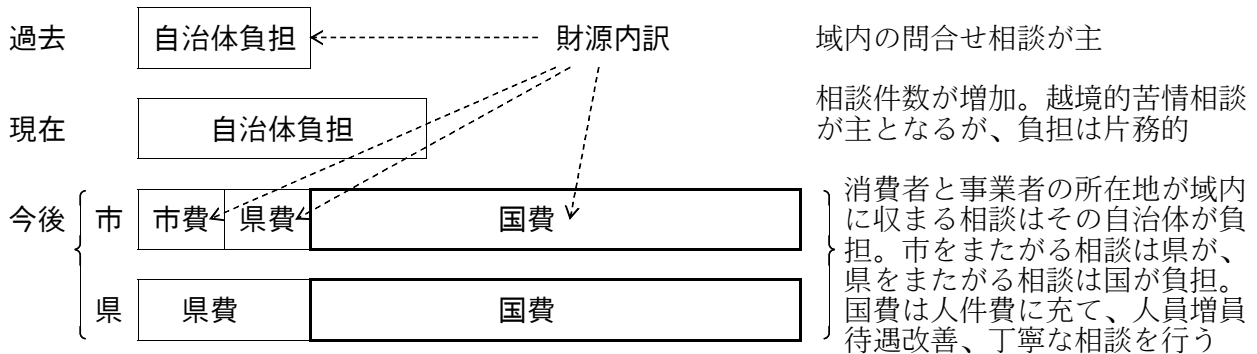
3. 事務局たたき台の広域連合案について

- (1) 「広域連携」と「広域連合」は異なる。広域連合案は別の自治体の設立であり、首長・議会を新設、常勤職員は出向、非常勤職員は一旦解雇し新採用。自治体の足並み揃うとは思えない
- (2) 消費者行政部局は県庁・市役所から分離され、重要性の認識が希薄化し実施業務のみに特化
- (3) 県庁・市役所・役場の行政責任と、広域連合の行政責任は押し付けあい（責任の不明確化）
- (4) 県・市町村が受取った地方交付税を、広域連合にそのまま拠出するわけではなく、財源先細り
- (5) 総務省の地方行政改革の指針 (<http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki4.html>) に乗った霞が関思考によるプラン。このたたき台は「国は恒久的財政措置を断念し、消費者行政の外部化を推進」のメッセージ。恒久的支援を求める自治体を失望させ、更なる削減を助長する
- ⇒ 国の財政措置の議論（次頁）をせずに、窓口のみの議論をしても無意味。セットで行うべき

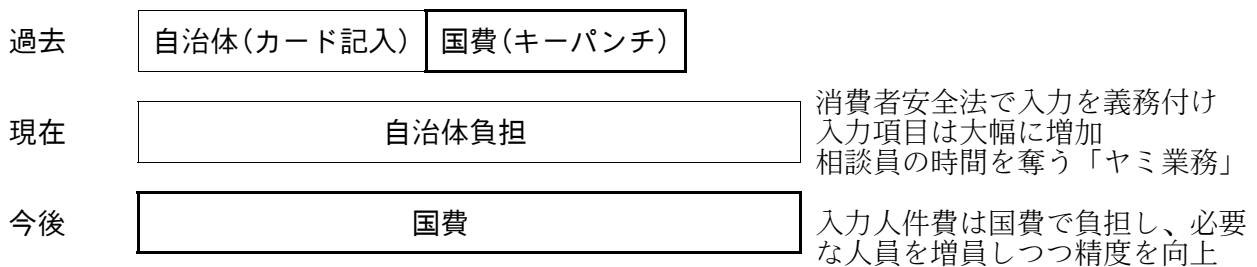
## 地方消費者行政に対する国の財政措置・事務配分の制度改革の案

地方消費者行政の疲弊の原因は、自主財源の減少の中で、①国が負担すべき経費を負担しなかったこと、②国が行うべき事務を自治体に転嫁してきたためと考えられる。今後、国がなすべきことは、事務の性質ごとに、①国の財政措置、②自治体の過重事務の軽減を目的に、下記の枠組みへ制度改革を行う。国の「ただ乗り」を排除、自治体事務の「選択と集中」によって充実させる。

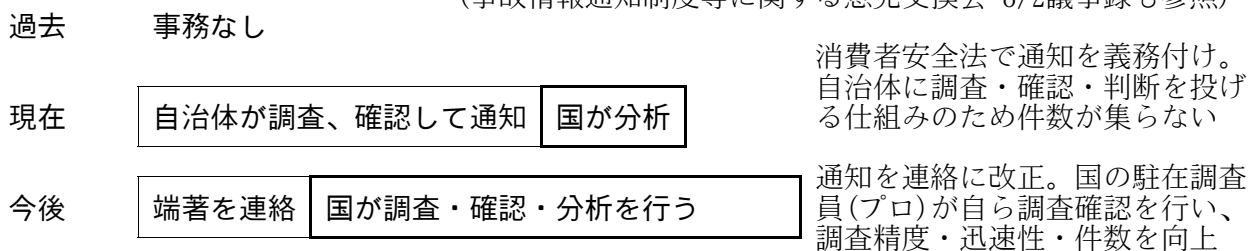
### 1 消費相談（助言・あっせん・苦情処理委員会）に要する経費の財政措置（第7回10/22資料④）



### 2 情報一元化（消費者事故等の報告＝PIO-NET）の入力人件費の財政措置（第5回8/30資料⑦）

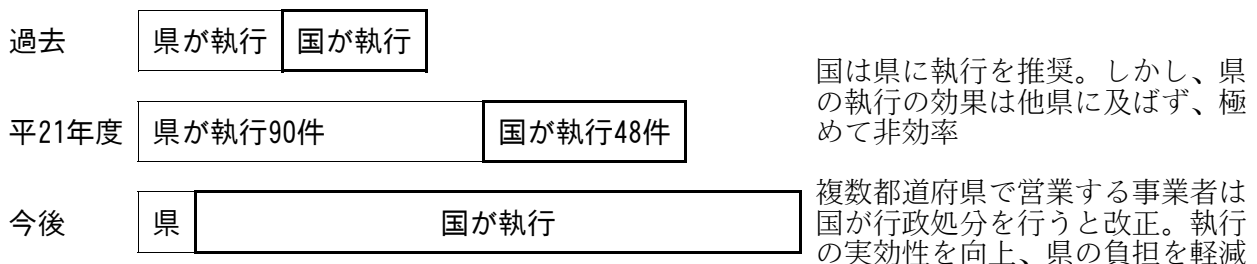


### 3 情報一元化（重大消費者事故の報告）の事務の地方負担の軽減（第5回8/30資料⑦） (事故情報通知制度等に関する意見交換会 8/2議事録も参照)



### 4 商品テストは商品の全国流通、機器・専門的人材の観点から国が担当（第6回9/14資料⑧）

### 5 法執行（特定商取引法）の事務の地方負担の軽減（第8回11/30資料⑧）



### 6 法執行（特定商取引法以外の事業者規制法）の事務移譲の歯止め（第8回11/30資料⑧） 商品が全国で流通し、事業者の活動も全国化していることから、いたずらな権限移譲は行わない

### 7 消費者啓発・見守り活動などは、自治体一般財源で創意工夫して行う。国の啓発は独自に行う

